

各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

【調査様式①】

施設の名称	四万十町東庁舎		
所在地	四万十町琴平町16-17		
施設管理者	(市町村における公共施設) ・ 市町村で把握している民間施設 ・ その他施設 四万十町		
施設外観(写真)		アクセスマップ	
施設情報	①多目的大ホール: 93名 机、椅子 ②町民活動支援室: 33名 机、椅子 ③生活訓練室(調理室) ④和室 ⑤第1会議室: 18名 机、椅子 ⑥第2会議室: 18名 机、椅子 ⑦多目的小ホール: 21名 机、椅子		
施設内写真		施設平面図	
利用時間	午前9時から午後10時	休館日	12月29日から翌年1月3日
利用料金	【基本使用料】 ①多目的大ホール: 3, 240円 ②町民活動支援室: 1, 620円 ③生活訓練室(調理室): 1, 080円 ④和室: 1, 080円 ⑤第1会議室: 1, 080円 ⑥第2会議室: 1, 080円 ⑦多目的小ホール: 1, 620円 ※町外の方が使用する場合は規定使用料の50%に相当する額が加算される。 ※基本使用料は使用時間4時間までの額とする。追加使用料は超過時間1時間ごとに加算する。		

利用料減免措置	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(有の場合) 対象者	利用目的(地域振興等)により減免措置あり	
利用条件等	【遵守事項】 ①建物その他の工作物を汚損又は損壊するおそれがある行為をしないこと。 ②みだりに火器を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。 ③許可を受けないで、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。 ④許可を受けないで、広告物を掲示し、又は配布しないこと。 ⑤許可を受けないで、付属施設をセンターの外に持ち出さないこと。 ⑥その他管理上必要な指示に従うこと。			
施設電話番号	0880-22-3111	施設FAX	0880-22-3123	
施設ホームページ	http://www.town.shimanto.lg.jp/			
市町村担当課	四万十町役場 総務課			
	TEL:0880-22-3111		メールアドレス: ps://www.town.shimanto.lg.jp/m	